平成２１年（フ）第４４２号
埼玉県入間市大字新久475番地20　霞川ハイツ101
債務者　金子　誠一
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４８号
埼玉県富士見市上沢１丁目９番33号
債務者　長谷川雅子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４５７号
埼玉県川越市大字天沼新田246番地２　ホワイトポート鶴ヶ島409号室
債務者　福島　文郎
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１３号
愛知県稲沢市稲島町洲原東4639番地３　サンマンションアトレ国府宮1108
債務者　内藤　万莉
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３４号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮67番地２　ニュー馬引マンション502号
債務者　浦澤　和枝
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第９０号
京都府亀岡市三宅町90番地１
債務者　石田　雅弘
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
京都府福知山市字天田635番地の１　マンションサンライク208号
債務者　島田　錦吾
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第４８２５号
大阪市東住吉区矢田２丁目16番４―811号
債務者　橋本　奈美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９２４号
大阪市淀川区西中島６丁目３番28―807号
債務者　井上　隼兵
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３６号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番20号
債務者　平池　理恵
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５８号
大阪府茨木市庄１丁目４番13号
債務者　福岡真由美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４３号
大阪府東大阪市南荘町12番31―902号
債務者　嶋尾　敬三
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２５６号
大阪府豊中市向丘３丁目６番50―203号
債務者　岩倉　正和
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２８４号
大阪府東大阪市長田東３丁目３番24号
債務者　岩﨑　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５６０号
大阪府東大阪市永和２丁目３番18号　藤和シティーホームズ703号
債務者　吉岡　　務
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６５号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1102号
債務者　長田　次郎
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６６６号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1102号
債務者　長田亜希子こと大泉あき子こと　オオイズミ　クラウディア　アキコ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７７３号
大阪市東成区大今里西２丁目18番20号　K・Mマンション302号
債務者　流　みゆき
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで大阪地方裁判所第６民事部